

功労者表彰規程

2017年（平成29年）10月28日制定

（幹事会承認）

（趣旨）

第1条 滋賀医科大学同窓会「湖医会」会則第23条に基づき、「湖医会」の運営の充実及び発展に向けて、特に顕著な功労のある者（以下「功労者」という。）の表彰に関し必要な事項を定める。

（対象）

第2条 功労者の表彰の対象となる者は、次の各号の一つに該当するものとする。ただし、「湖医会賞」の対象領域及び学生の課外活動は除き、別に定める。

- (1) 「湖医会」の活動及び運営について、その発展・向上への貢献が特に顕著であった者
- (2) 「湖医会」の運営基盤の充実に資する支援が顕著であった者
- (3) 前各号のほか「湖医会」への貢献が顕著であると認められる者

（名誉会長）

第3条 前条第1号の対象者のうち、湖医会会長職を10年以上経験した者に「名誉会長」の称号を授与する。

（候補者の推薦）

第4条 会員は、第2条各号の一つに該当すると認められる者（以下「候補者」という。）があるときは、会長に推薦することができる。

（審査）

第5条 前条に規定する候補者の推薦があったときは、幹事会の議を経て会長が決定する。

（表彰）

第6条 功労者に表彰状及び記念品を贈呈する。

（その他）

第7条 この規程の改正及び施行に関し必要な事項は、幹事会の議を経て定める。

附 則

この規程は、2017年（平成29年）10月28日より施行する。